

# 会計事務所がこっそり教える 税金マル得情報

2021年1月号

## 「代表取締役が入院した場合の役員報酬」

### 1. 過大な役員報酬の考え方

「社長が入院して職務内容が減った場合、役員報酬を下げるべきか？」というご質問を頂くことがあります。役員報酬が過大か否かは①役員の職務の内容、②法人の業績、③従業員に対する給与、④同業他社の役員報酬の状況の総合勘案で決まります。

では、大分地裁判決(平成21年2月26日)をみていきましょう。これは役員報酬の増額が問題になった事例ですが、増額も減額も考え方は同じです。代表取締役の病状は次のとおりでした。

- 平成12年1月～3月:肺ガンの手術のため入院(入院中は電話などで、営業担当への指示、業者に対する営業活動、得意先との折衝を行っていた。)
  - その後も入退院を繰り返した。
  - 平成14年3月ころ:入院
  - 平成14年4月20日過ぎ:大腸ガンが判明
  - 平成14年5月下旬:一旦退院
  - 平成14年6月上旬に再入院し、8月16日に死亡
- 闘病、入院中の職務遂行のため、職務内容は従前より減少しています。

### 2. 役員報酬、会社の業績は？

◆ 役員報酬(月額) (単位:万円)

S60頃 ～H11.3	H12.3	H13.3	H14.3	H15.3
150	120	120	88	150

この死亡した事業年度における88万円から150万円への増額が問題になったのです。なぜならば、役員退職給与の計算上、最終報酬月額として150万円を採用し、150万円×38年(在任年数)×3.5(功績倍率)=1億9,950万円の払い出しをしていたからです。

◆ 会社の業績 (単位:円)

	H13.3期	H14.3期	H15.3期
売上	579,509,530	361,064,574	392,278,910
申告所得	45,961,787	-14,822,455	62,649,462
総資産額	750,744,569	1,207,411,859	1,059,622,388
純資産額	307,555,560	270,316,825	310,136,054

この状況の下、国税は「報酬増額前と同様な職務を行うことは困難」などの理由により「増額に合理的理由はない」と主張したのです。

### 3. 大分地裁の判決は？

- 平成12年にも1月から3月まで肺ガンの手術のため入院し、その後も入退院を繰り返したが、病気療養を理由に役員報酬の減額はなされていない。
- 役員報酬は会社の業績を参考にして決められていたことがうかがわれる。
- 末期ガンと判明したのは、大腸ガンとの検査結果が出た平成14年4月20日過ぎころよりさらに後の開腹手術が実施された後のこと。
- 役員報酬増額の時点では、職務復帰の可能性があった(末期ガンが判明する以前に既に決定されていたと認められる。)

### ○ 役員報酬の増額は問題ない。

この事例は「闘病、入退院に伴い、職務内容は減少していたものの一定の職務を執行していた」、「役員報酬の増額だけでなく、会社の業績も大幅にアップしていた」、「役員報酬の増額が認められた」という事例です。だから、詳細な事実関係も関係しますが、「闘病、入退院に伴い、職務内容は減少していた」、「会社の業績は維持されていた」、「役員報酬は減額せずに同額のままとした」という状況も問題ないのです。

この事例は死亡退職金と役員報酬が問題になったものですが、役員報酬の過大部分だけでも国税からは問題視される可能性があります。

### 4. 冒頭のご質問に対する回答

従前よりも職務内容が減少していても、実際に仕事をしており、復帰することが前提であるならば、役員報酬は同額のまま維持してもいいのです。会社の業績が上向けば、増額してもいいのです。もちろん、病状、実際の職務内容の状況などによっても変わるので、すべてのケースにおいて断定的に言えるものではありません。ただし、税務調査で問題になる可能性もあるので、みなさんの会社でも同様のことがあれば、この内容をご参考の上、「適正な反論」をすることが重要なのです。

石井税理士事務所

〒272-0021 千葉県市川市八幡2-11-13

TEL:047-302-8011 MAIL:ishii@ishiizeirisi.com